

復興10年の総括検証事業の概要

令和2年5月25日 震災復興推進課

1 本事業の趣旨及び位置づけ

「復興10年の総括検証事業」は、東日本大震災からの復旧・復興過程で得られた職員等の経験や教訓などを次代に伝承していくとともに、今後発生が予想される様々な災害対応等において、本県職員のみならず、広く活かしてもらうことを目的に実施するものである。

そのため、本事業を進めるに当たっては、当時の担当として直接関わった職員等だけではなく、現在の担当者も含め、全庁的に職員一人ひとりが使命感を持って関わっていくことが望ましい。また、とりわけ震災後に入庁した職員については、本事業に積極的に関わらせることで、効率的に学びを提供することが期待できることから、様々な形で本事業を活用いただけると幸いである。

2 検証事業の実施方法

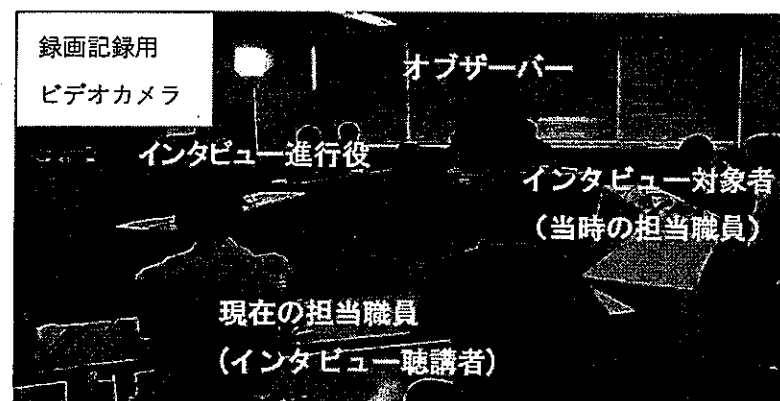
総括検証すべき全80テーマに関して、①既存の記録誌等から課題等の重要な要素を収集・整理するとともに、②フェーズ毎に当時の担当職員（退職者を含む各階層）に災害エスノグラフィー手法^{*}を取り入れたインタビューを実施する。各テーマ複数回実施することで、10年分の対応内容を網羅的に収集し報告書等（3を参照）へまとめる。

効果的なインタビューとするためにも、既存資料の整理と話し手の人選が重要な鍵となる。

※災害エスノグラフィーとは

災害現場に居合わせた人が体験（暗黙知）を自身の言葉で語り、その人にとって災害がどう映ったのかを明らかにすることで（形式知）、災害現場に居合わせなかった人が、現実の災害とは何か、被災地では何が起るのかを、追体験し、共有化できるようにするもの。阪神・淡路大震災以降、学者により調査研究されている。

3 職員インタビューのイメージ（1回あたり約2時間程度）



○インタビュー対象者：当時対応した職員
3～6名程度

○聴講者：現在の担当職員 数名

※報告書は現所属で作成いただく部分もあるため、現在の担当職員が聴講することで、情報収集の場としても活用いただく。

4 復興10年の総括検証（職員インタビュー実施）による成果物

- (1) 報告書（A4版カラー 800ページ程度）
- (2) インタビュー映像（15分のダイジェスト版）
- (3) ポータルサイト
- (4) 物語調の冊子（A5版 650ページ程度）

5 令和元年度の実績

- ・取り組んだテーマ数 17テーマ（生活必需品の確保、埋火葬対応 ほか）
- ・職員インタビューの実施件数 57回（実施期間 R元.8.22～R元.12.26）
- ・インタビュー対象者数 延べ228名（聴講者：延べ124名）

6 令和元年度の反省点

- ①既存の記録誌等から課題等の重要な要素の収集・整理を十分に行わない中で、職員インタビューを実施してしまったため、委託業者が作成する報告書の原案が、証言中心の内容となってしまう、その手直し等で非常に時間を要している。
- ②対象テーマの選定に当たって、十分に吟味することができなかつたため、インタビューを進める中で再考が必要となったテーマがあった。

＜解決策＞

- ① 職員インタビューを行う前に、各部局の協力の下、既存の記録誌等から課題等の重要な要素の収集・整理を十分に行った上で、テーマ毎の報告書の方向性（フレーム）を確認する。
- ② 総括検証するテーマとしての妥当性やテーマの統合及び加除の必要性について、各部局に意見照会を行う。

7 各部局に御協力いただきたい内容

- ① 令和2年度事業計画（進め方等）の調整 ※スケジュール案参照
→令和2年度以降のテーマに関する意見照会、インタビュー実施時期に関する調整等
- ② テーマ毎のインタビュー内容（成果物へ反映イメージ、ポイント等）の事前すり合わせ
→必ず入れるべき「課題等の重要な要素」について確認する
- ③ 各テーマの話し手の人選（各部局から当時の対応の中心的人物を推薦いただく）
→インタビューにかかる日程等調整及び対応依頼は復推課で行う
- ④ インタビューの聴講者の斡旋
- ⑤ 原稿案及び映像の内容確認（話し手への内容確認を復推課で実施した上で部局へ依頼する）
- ⑥ 震災対応を受けた取組や制度変更等に関する情報提供（メモ出し）

8 その他（令和2年度の進め方など）

新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は、新たなインタビュー実施等を見合わせている状況にある。

そのため、当面は昨年度にインタビュー等を実施した17テーマの成果物作成作業を進めることとし、各部局の皆様には、「今後の災害対応に向けた取組・制度」などの加筆について御協力いただきたい。

なお、今後は状況を見極めた上でインタビューを再開するが、昨年度の反省を生かして、事前に各部局の御意見を伺いながら進めていきたい。

復興10年の総括検証 検証テーマ案（全80）と作業スケジュールの事務局案（令和2年5月12日現在）

テーマNo.	大分類	中分類	テーマ (網掛け部分は令和元年に実施済)	テーマNo.	令和2年度			令和3年度		
					①	②	③	上半期	下半期	
1	暮らし	被災直後	医療救護対策	1	総務・保福					
2			生活必需品の確保 (支援物資・燃料・し尿処理・仮設トイレ等)	2	総務・環生					
3			埋火葬対応	3	環生					
4			避難所の設置・運営支援 (食品衛生・二次避難・1.5次避難含む)	4	総務・企画・環生 保福・保福・経商					
5	生活再建支援	被災者生活再建支援 (心と身体のケア)	災害ボランティア(NPO, NGOによる活動支援含む)	5	環生	●				
6			被災者生活再建支援金・災害看護資金・災害弔慰金・災害障害見舞金等	6	総務・保福		●			
7			寄附金・義援金	7	総務・保福					
8			県外避難者支援	8	企画	●				
9	被災者の健康支援 (心と身体のケア)	被災者の健康支援 (心と身体のケア)	生活保護・生活復興支援資金貸付(生活福祉資金貸付)	9	保福			●		
10			健康支援(サポートセンター・健康調査・歯科口腔健康・食生活・リハビリ等)	10	保福				●	
11			心のケア対策 (こころのケアチーム, みやぎ心のケアセンター)	11	保福	●				
12			病院・有床診療所・高齢者福祉施設・障害者福祉施設等の復旧	12	保福				●	
13			高齢者・障害者支援	13	保福				●	
14			文化芸術活動等	14	環生					
15			子どもの心のケア	15	保福・教育				●	
16			就学支援・震災通学・孤児対策	16	保福・教育					
17			学校施設の復旧・再建	17	総務・教育		●			
18			地域コミュニティの再生支援	18	企画・環生					●
19	文教施設等の復旧・再建	19	教育	●						
20	住まい	被災直後	住宅の被害認定	20	総務・土木					
21			応急仮設住宅の整備・運営(プレハブ・民間賃貸)	21	保福・土木					
22			災害公営住宅の整備・運営	22	土木	●				
23			見守り活動(NPO等との連携を含む)	23	保福			●		
24			住宅再建支援(二重ローン対策、在宅被災者(仮)等)	24	保福・土木				●	
25			被災直後	公共インフラ復旧(ライフライン確保)	25	土木・企業				
26			災害廃棄物の処理(被災自動車の処理含む)	26	環生					
27			公共土木等施設の復旧	道路・橋りょう	27	土木	●			
28			河川	28	土木	●				
29			海岸保全施設	29	土木	●				
30	上下水道	30	土木・企業			●				
31	港湾	31	土木			●				
32	公園	32	土木			●				
33	災害査定対応	33	土木・企業							
34	復興まちづくり	復興まちづくり	防災集団移転・土地区画整理・津波復興拠点整備等	34	土木			●		
35	公共交通機関の復旧	35	企画							
36	埋蔵文化財発掘調査	36	教育		●					
37	産業・生業の再生	農林水産業	金融対策(制度資金・融資)	37	農政・水林					
38			農地・農業用施設の復旧(農地の除塩・畜産等含む)及び農地の再構築	38	農政					
39			先端技術の導入等による取組拡大	39	農政・水林					
40			販路回復支援(輸出含む)	40	農政・水林	●				
41			漁港(魚市場含む)の復旧	41	水林	●				
42			漁場(ガレキ撤去含む)の復旧	42	水林	●				

復興10年の総括検証 検証テーマ案（全80）と作業スケジュールの事務局案（令和2年5月12日現在）

テーマNo.	大分類	中分類	テーマ（網掛け部分は令和元年に実施済）	テーマNo.	主な関係部局	令和2年度			令和3年度		
						①	②	③	上半期	下半期	
43	産業・生業の再生	農林水産業	漁船・共同利用施設（養殖業含む）	43	水林	●					
44			林業施設の復旧（治山等）	44	水林				●		
45			特用林産物分野の復旧・復興	45	水林					●	
46			木材産業の復旧・復興	46	水林					●	
47			海岸防潮堤の整備（合意形成含む）	47	農政・水林					●	
48			担い手の確保・育成	48	農政・水林				●		
49			災害査定対応	49	農政・水林						
50			商工業		事業再開・販路回復支援（グループ補助金・金融対策等）	50	経商・水林				
51	企業誘致（復興特区・津波補助金等）	51			経商		●				
52	観光再生	52			経商					●	
53	雇用の維持確保（緊急雇用創出事業）	53			経商					●	
54	食の安全安心				除染	54	環生・農政・水林		●		
55					汚染農業廃棄物（稲わら等）の保管・処理	55	環生・農政・水林		●		
56					出荷制限への対応（放射性物質検査を含む）	56	環生・農政・水林				●
57					風評対策	57	環生・農政・水林・経商				●
58	その他				損害賠償	58	環生・農政・水林				●
59					女川原発の対応（原子力センターの再建含む）	59	環生				●
60	支援体制づくり		指定廃棄物の処理・放射性濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理	60	環生				●		
61			災害対策本部・震災復興本部の設置・運営	61	総務・企画		●				
62			震災復興計画の策定	62	企画						
63			東日本大震災復興基金・東日本大震災復興交付金・震災復興特別交付税の取扱いと運用	63	総務					●	
64			組織改編	64	総務					●	
65			職員の確保（自治法派遣職員、再任用、任期付き職員等の応募職員の受入、職員の安否確認、健康管理等を含む）	65	総務					●	
66			被災市町への職員派遣	66	総務					●	
67			会計・契約事務の対応	67	出納局			●			
68			国への要望等（復興法制含む）	68	企画					●	
69			行政庁舎・県施設の復旧（帰宅困難者対応を含む）	69	総務・警察			●			
70	学校再開支援	70	教育					●			
71	地域防災計画の見直し	71	総務					●			
72	民間企業等との連携（協定・復興イベント等）	72	企画					●			
73	風化対策（広報等）・震災伝承（遺構保存を含む）	73	企画					●			
74	防災教育の充実	74	教育				●				
75	創造的復興		仙台空港空港民営化	75	各一部局					●	
76			医学部設置	76	各一部局					●	
77			広域防災拠点設置	77	土木・各一部局					●	
78			水産特区	78	水林					●	
79	その他		その他（再生可能エネルギー、農林水産物のブランド化 等）	79	環生・農政・水林・各一部局				●		
80					80	各一部局				●	

11 9 9 18 15

3 埋火葬対応

東日本大震災では、県内火葬場の能力をはるかに上回る数の遺体が発見・収容され、遺体のすべてを早期に火葬することが極めて困難な状況であった。県の大規模災害時医療救護マニュアルでは、市町村は遺体安置所を設置し、遺族に代わり遺体の処理や応急的な埋葬を行い、県は広域的対応が必要な場合に近隣市町村の協力を要請や他県からの支援要請をすることと定められているが、市町村による対応は困難なところもあった。県では、墓地、埋葬等に関する法律を所管する食と暮らしの安全推進課が、検視を行う警察の要請により遺体安置所確保のための調整を行うとともに、棺等の葬祭用品の調達・確保、他県への火葬協力要請、市町村の支援として仮埋葬(土葬)・改葬への支援等を行った。また、遺体安置所では、県災害対策本部仙台台支部を中心に遺体安置所での受付業務等を行った。

このような当時の教訓を踏まえ、災害時の火葬体制が速やかに構築されるよう広域火葬計画が策定された。

都道府県別の人的被害 平成31年3月1日時点、総務省消防庁、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について 第159報別紙

都道府県	死者		負傷者		
	人	人	重傷	軽傷	程度不明
北海道	1			3	
青森県	3	1	25	85	
岩手県	5,141	1,114	4	50	159
宮城県	10,565	1,221	502	3,618	28
秋田県			4	7	
山形県	3		10	35	
福島県	3,868	224	20	163	
茨城県	66	1	34	680	
栃木県	4		7	126	
群馬県	1		14	26	
埼玉県	1		10	94	
合計	19,689	2,563	700	5,346	187

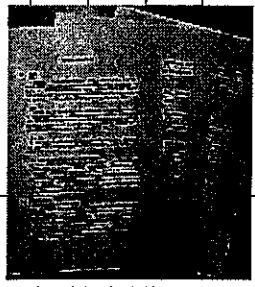
暮らし 被災直後

平成	22年度	3月	日
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			17
			19
			20

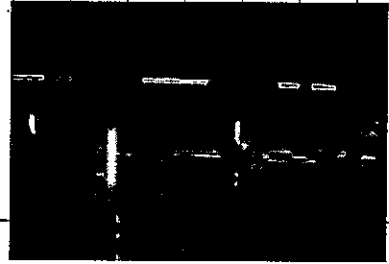
主な県の対応

- 11 東日本大震災発生
県内全市町村に対し災害救助法を適用
- 12 不明から警察本部の要請により、遺体安置所確保のための調整を開始(危機対策課教育課)
- 13 警察本部は検視班16班を編制し、知事部局を通じて検視場所と遺体安置所を確保
- 14 仙台東、仙台南及び塩釜警察管内の遺体安置所は宮城県総合運動公園(以下「グランディ21」)内に設置。県から職員を派遣し、仙台地方振興事務所
- 15 葬祭用品確保のために宮城県葬祭用品協同組合と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」により協力を要請(食と暮らしの安全推進課)
- 16 国が「墓地埋葬等に関する法律」に基づく埋火葬許可の特例について」を发出(厚生労働省健康局生活衛生課長通知)
- 17 全国知事会に対して「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」を提出し、他都道府県での火葬支援を要請
- 18 受入可能との回答があった都道府県の中から、遺体の搬送距離等を考慮し、東北5県、北海道、栃木県、埼玉県及び東京都に火葬協力について改めて要請(食と暮らしの安全推進課)
- 19 この日だけで最大1080体遺体を収容
- 20 市町村に県外火葬場の受入状況の情報を提供(食と暮らしの安全推進課)
- 21 県ホームページに県外火葬場の受入状況を掲載(食と暮らしの安全推進課)
- 22 (公益)全国霊柩自動車協会に対し遺体搬送の協力を要請(食と暮らしの安全推進課)

29年度	25年度	23年度																							
4月	4月	11月	10月	9月	6月	5月	4月																		
1	30	19	10	11	17	24	28	22	16	15	6	5	1	26	24	23	22	21							
宮城県広域火葬計画を施行(食と暮らしの安全推進課)	県が仮安置した身元不明の遺骨の引き渡し完了	県内の遺体安置所をすべて閉鎖	①気仙沼市での改葬を完了、これにより県内すべての改葬が終了	東松島市での改葬を完了	気仙沼市及び東松島市を除く1市3町で改葬完了	石巻市での改葬を完了	女川町で改葬を完了(16日)、山元町で改葬を完了(16日)、巨理町で改葬を完了(23日)	国が「土葬された遺体の改葬に伴う災害救助法の取扱いについて」を发出(厚生労働省健康局生活衛生課長、同省社会福祉局長事務課長通知)	東京都臨海斎場での火葬開始	火葬料の全額減免措置について市町村に通知(食と暮らしの安全推進課)	①女川町による改葬(遺体掘り起こし及び火葬)開始、県内3市3町で順次実施	東京都四ツ木斎場での火葬開始	18か所の遺体安置所で他の安置所に収容されている遺体写真を閲覧開始	東京都瑞江葬儀所での火葬開始	知事から東京都知事に遺体の搬送を含めた火葬の協力を改めて要請	東京から身元不明遺体の火葬について協力する旨の回答	山元町、女川町で仮埋葬(土葬)開始	石巻市、巨理町で仮埋葬(土葬)開始	東京都から身元不明遺体の火葬について協力する旨の回答	東京から身元不明遺体の火葬について協力する旨の回答	東松島市で仮埋葬(土葬)開始	火葬料の全額減免措置について市町村に通知(食と暮らしの安全推進課)	石巻市、巨理町で仮埋葬(土葬)開始	東京から身元不明遺体の火葬について協力する旨の回答	①気仙沼市大島で仮埋葬(土葬)開始、県内3市3町で順次開始



宮城県広域火葬計画

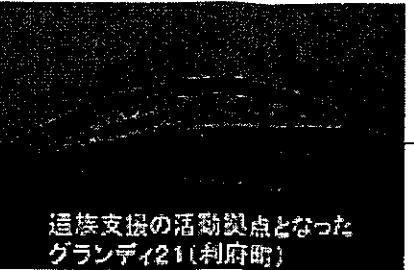


仮埋葬・改葬、他都道府県での火葬

身元確認、引き渡し



遺体安置所・グランディ21(利府町)



遺族支援の活動拠点となった
グランディ21(利府町)



行方不明者捜索活動

何が起ったのか

本部対応

火葬が追い付かない、遺体安置所が足りない

被災直後、4月末

被災市町の中には遺体安置所の設置が困難なところもあったため、県では、県警からの要請により、仙台東、仙台南及び塩釜警察管内の遺体安置所を7月21日、21日に設置するなど、施設を所管する教育庁等との調整を行った。3月中旬には県内26か所に設置された。

また、県では棺等の葬祭用品を速やかに供給するため、「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」により宮城県葬祭用品協同組合に協力を要請し、市町村に代わって各遺体安置所に搬送を依頼した。併せて国を通じて全日本葬祭協同組合連合会に対しても葬祭用品の供給支援を要請した。

これと並行して県警は棺等葬祭用品を経済産業省に対する政府調達で確保し、混乱が生じたがすべての棺が利用された。

警察本部職員

「被災直後から次々と多数のご遺体が搬送され、最初に設置した石巻体育館は三日程度で一杯になりました。他にどこかないかと関係部局や自治体と調整を図り、大規模拠点として青果市場を運用することになりました。ところがこれも数日で手狭になり、棺の数も足りない状況でした。亡くなった方に

全国に協力を求めて

4月1日～5月31日

他府県との火葬協力要請

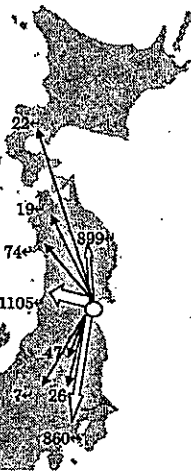
県では、被災後から近隣府県に対して個別に火葬協力の要請を行っていたが、3月14日には全知事会に対して「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」を提出し、他府県での火葬についての支援を要請した。受入可能と回答があった中から、遺体の搬送距離等を考慮し、9都道県に対して改めて個別に協力要請を行った。また、県外火葬場の受入状況に関する情報を随時入手し、市町村に情報提供し、県のホームページに内容を掲載した。

東京都からは身元不明遺体の受入の回答があり、4月1日から火葬が開始された。

5月31日までに9都道府県において計2559体が火葬された。

他県での火葬件数

都道府県名	火葬人数(体)
北海道	22
青森県	19
岩手県	399
秋田県	74
山形県	1,105
福島県	47
栃木県	7
埼玉県	26
東京都	860
合計	2,559



対する尊厳やご遺族の感情を考慮すると非常に困った問題でした」

食と暮らしの安全推進課職員

「安置所に収容されるご遺体は、ブルーシートや毛布に包まれた状態なのでご遺族の方が耐えられず、棺を早く用意してほしいと、市町村から怒られることもありましたが、3月20日過ぎに供給過多になるまでの10日間程度は、棺が無いという非常に大変な状況でした」

国内火葬場の復旧支援

平常時の県内火葬場の受入総数は200体/日程度であった。県内20か所/27か所が稼働していたが、受入可能総数は50体/日程度であった(3月15日時点)。県では、被災直後から火葬場の情報収集に努め、遺体の受入可能状況を被災市町に随時、情報提供を行った。火葬場の燃料確保は、各火葬場から情報収集し、関係機関に供給を依頼し、4月以降は徐々に電力環境や燃料不足が改善したことに加え、火葬場の稼働時間を延長するなどして140体/日程度の火葬が可能になった。5月以降には、ほとんどの遺体を県内で火葬できる状況になった。

食と暮らしの安全推進課職員

「調べると、県内火葬場27カ所のうち燃料に重油を使っていたのは2カ所、残り25カ所は灯油だった。当時、灯油は病院や避難所が優先で、茶屋に付すことができませんでした」

食と暮らしの安全推進課職員

「4月初めに石巻都知事が宮城県に来た時に知事から東京での火葬協力をお願いして、4月中旬から四ツ木斎場1週間程、火葬することができました」

「4月中旬からは東京の四ツ木斎場で、県の職員も立ち会い、1日100体くらいを茶屋に付しました。辛い気持ちもありましたが、多くの方のご支援でやっと茶屋に付すことができたという、ありがたい気持ちで一杯でした」

費用負担をどうするか?

3月11日

災害救助法の適用

県では、3月11日 県内全市町村に対し災害救助法を適用した。これに伴い、同日以降における火葬料の全額減免措置を各市町村に通知した。さらに、火葬料の他、棺(付属品含む)及び骨壺・骨箱代、遺体搬送費(県外含む)、納棺費、遺体保管料(ドライアイス代も減免となること)を厚生労働省に確認の上、各市町村へ通知した。

また、仮埋葬(土葬)及び改葬に係る費用は、基準額にかかわらず、その全額に法を適用し、減免措置の対象となるよう要望し、対象となった。同法適用による通常死の者に係る火葬料等の減免は、4月30日火葬分までを対象とし、地震や津波等により死亡した者や避難した避難所において死亡した者等の死亡が被災と直接関係があると認められる者に係る減免は応急仮設住宅建設の進捗状況や避難所の閉鎖見込みなどから9月30日火葬分までを対象とした。

食と暮らしの安全推進課職員

「改葬には、棺をもつ1個用意しなければ

苦渋の選択・仮埋葬

被災直後、11月19日

土葬マニュアルの作成

県内火葬場の能力を超える数の遺体が収容され、一刻も早い対応が求められたため、県は厚生労働省に対して迅速な埋火葬処理に向けた働きかけを行った。その結果、同省から「墓地埋葬等に関する法律」に基づく埋火葬許可の特例について(3月14日付)が発出され、埋火葬許可証の発行手続きの簡素化が図られた。

また、県では仮埋葬(土葬)する場合の手順や墓地の選定基準を示したマニュアルを急遽作成し、関係市町村に通知し、仮埋葬(土葬)に向けた環境整備を図った。

食と暮らしの安全推進課職員

「国内で土葬を行っている地域をインターネットで調べ、奈良県の情報を見つけました。奈良県庁に電話で相談して、土葬の習慣を持つ地域の方から教えていただいた内容を参考に、3月14日には土葬マニュアルのたたき台が完成しました」

仮埋葬と改葬

仮埋葬の期限は、市町村で2年としていたが、火葬が進むと仮埋葬は中止され、仮埋葬された



仮埋葬

ならない。国と協議して、改葬も災害救助法の対象になるという回答を得られました」

「災害救助法の特例が認められるまでの間、市町村に対して何も言えず、怒られました。当然、厚生労働省にも再三電話をしているんですけど、厚生労働省も担当者が2人しかいないので、全国から話がきていて、見切りでやっていたものもあるんだと。わからなくて真面目にやりすぎていたかと思えます」

遺体の身元を明らかにするために

3月11日

身元確認活動

遺体の身元を明らかにするためには、所持品や発見場所から氏名や住所を特定することや遺族等の対面による確認等が必要になるが、今回の震災に伴い収容された遺体は、津波により居住地等から相分離された場所で見つかった事例のほか、所持品等が失われている事例や家族全員が被災して遺体確認が困難と見られる事例も多く、身元確認が難航した。

このため、検視等に際して遺体の指紋、掌紋及びDNA型鑑定資料の採取や歯牙形状の記録を徹底して行うとともに遺体安置所に遺体の写真やその着衣、性別、身体特徴等の情報を掲示したほか、県警ホームページにもこれらの情報を掲載するなど様々な取組を行った。

食と暮らしの安全推進課職員

「他県から応援に入った県警が着衣を洗っているのを見て、県と市町村も支援してほしいと県警から依頼があり、4月下旬から1ヶ月くらい着衣を洗いました」

仮埋葬(土葬)及び改葬の状況

箇所	仮埋葬(土葬)		改葬	
	遺体数	完了日	開始日	完了日
石巻市	7	993	3月23日	4月25日
気仙沼市	2	228	3月21日	4月26日
東松島市	1	369	3月22日	6月8日
亘理町	3	123	3月23日	4月14日
山元町	1	154	3月26日	5月31日
女川町	1	241	3月●日	5月●日
計	15	2,108		

棺も掘り起こされ、再納棺の後に火葬された。これは、日本では土葬は仮のものという一般的な考え方があり、遺族の気持ちに市町村が応えたものであった。

食と暮らしの安全推進課職員

「辛かったですね。冷たい水の中で亡くなった方を冷たい土に入れるのかと。初め頃は毛布やブルーシートで仮埋葬された方もいらっしゃいました」

「ご遺族の感情とご遺族の対応のすれ違いが、土葬マニュアルを作った当初は、2年間そちらで安らかかと思いましたが、ご遺族は1日も早い火葬を求めていました」

「市町村はご遺族に説明するのがかなり大変だったと聞いています」

「4月中旬くらいから火葬場が復旧し始めたので、改葬したいというご遺族の意向を受けた

警察本部職員

「着衣は泥などで汚れがひどく、洗うのは大変だったと思います。きれいな着衣の写真を撮りホームページで公開したところ、多くの方の身元が判明しました。洗濯は身元確認の手段として非常に効果がありました」

身元不明遺体の保管及び引き渡し

県は、身元不明の遺体の遺骨を保管することとした。

県警によるDNA鑑定により身元が判明した遺骨は随時遺族に引渡しを行い、平成25年4月8日までに全ての遺骨の引渡しを完了している。これらの対応は非常事態における特例的な措置として市町村に代わり県が行った。

身元確認に関する 東日本大震災と阪神・淡路大震災との比較

	被災後3日	1週間	10日	1か月	3か月	4か月	6か月
本震災	1,988	6,855	8,593	13,051	15,346	15,480	15,714
阪神・淡路	4,550	5,090	5,140	5,372	5,480	5,480	5,480
本震災	1,147	3,842	4,511	2,141	1,982	1,496	1,093
阪神・淡路	101	89	38	27	10	9	9
本震災	42.3	44.0	47.5	83.6	87.1	90.3	93.0
阪神・淡路	97.8	98.3	99.3	99.5	99.8	99.8	99.8

出典:東日本大震災 宮城県発災後1年間の災害対応の記録とその検証(宮城県)

令和2年度 復興10年の総括検証 スケジュール (案)

作業時期を3ブロック分け(①②③)することで、インタビューから映像作成まで効率良く作業を進める。

(例) ①の場合：7月に事前調整→8、9月でインタビュー→報告書の作成・紐付け→11月完了

※6月頃に新型コロナウイルス感染症の状況に収束の兆しが見えると仮定してのスケジュール案のため、今後の状況次第でずれ込む可能性有り

	令和2年度												令和3年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上半期	下半期
令和2年度事業計画の調整		庁内意見照会												
1 テーマ毎関連資料の収集・整理、 基礎データ資料の作成				重要要素の 収集・整理① 参加メンバー 調整①		重要要素の 収集・整理② 参加メンバー 調整②		重要要素の 収集・整理③ 参加メンバー 調整③						
2 職員インタビュー					インタビュー開催①		インタビュー開催②		インタビュー開催③					
3 報告書の作成・ 既存記録誌等との紐付け	R元年度積み残し分の報告書作成						報告書の作成・紐付け①				報告書の作成・紐付け③			
									報告書の作成・紐付け②					